

GYMLAND YOSHI 施設利用規程

【入場資格】

第1条

本施設へ入場できる方は次のとおりとします。

- 1)GYMLAND YOSHI の会員またはその家族
- 2)施設利用される方
- 3)その他特に認める方（見学等）

但し、上記に該当しない方においては受付にて確認をお願いします

【利用条件】

第2条

- 1)入場者は必ず施設管理者またはコーチの指示に従い行動するものとします。
- 2)入館時には靴下をはいて入場ください。下駄・サンダル・ぞうり等の履き物での入場はご遠慮ください。
- 3)受講を行う会員で髪の長い方は結わえてください。また爪が長い方やアクセサリ類をつけてのご利用は禁止と致します。
- 4)館内での撮影以外での携帯電話の利用は原則禁止と致します。また携帯電話は常にマナーモードにしてください。
- 5)授業中は受講中の会員に応援以外の声をかけないようにしてください。
- 6)館内はフラッシュを用いての撮影を禁止します。またそれ以外の撮影においてもご父兄以外の撮影を禁止します。

【禁止事項】

第3条

- 1)火気の取り扱いには特に注意し特定の場所以外での使用を禁止します。
- 2)館内での飲食は決められた場所以外禁止といたします。
- 3)館内は原則禁煙とします。
- 4)ゴミは分別し指定の場所以外へ捨てることを禁止します。

【遵守事項】

第4条

入場者はクラブ規約、本規程その他各器具毎に定められた注意事項を遵守し、事故を防止すると共に相互の親睦を図り健全な育成・社交の場として秩序の維持、向上に努めるものとします。

【退場処分】

第5条

館内規則、その他注意事項に違反した方若しくは館内秩序を乱すおそれのある方は退場処分といたします。この場合前納された月会費は返還いたしません。

【損害賠償責任】

第6条

入場者が施設利用に当たり人的・物的事故を惹き起こした場合には、被害者に対して速やかにその損害を賠償するものとします。

【紛争の解決】

第7条

1)本施設の利用に際し生じた入場者間同志の争議の解決は当事者の話し合いにより円満解決を図るものとし、いかなる場合にも施設の所有者、占有者はその責任を負わないものとします。

2)本施設内で発生した事故や傷害に関しては、治療にかかった領収書と引換えに当クラブが治療費を負担いたします。また、治療の程度が長期間ないし後遺障害を残すと判断された場合に於いては賠償責任保険に切替えて高度な治療や手術の補償を行います。ただし、当該保険を超える金額の支払いは行わないものとします。

【施設・器具管理】

第8条

本施設および体操器具は大切に扱っていただき愛着と感謝を持って接すること。施設・器具を粗末に扱う場合はその利用をさせない場合があります。

【未成年の取扱い】

第 9 条

入場者が未成年の場合には、その親権者が入場手続きを行ったか否かに拘らず、本約款、クラブ 規約、館内規則に定められた入場者としての義務を負い、責に任ずるものといたします。

【施設の貸与】

第 10 条

本施設は会員以外の方にでもその全部又は一部を特に貸与して利用することを認めることがあります。

【施設の閉鎖・使用制限】

第 11 条

- 1) 気象、災害その全部又は一部が閉鎖若しくは使用制限されます。
- 2) 施設の改造又は補修
- 3) 年末、年始、夏季及び毎月の定休日
- 4) その他運営管理上必要と認められるとき

【本約款の改定等】

第 12 条

本約款の改定、追加等に関する事項は HP にこれらを掲示することにより行います。